

## I 我社の輸送の安全に対する基本的な方針

- (1) 全従業員に対して、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させ、その実現のため経営トップが主導的な役割を果たし、全従業員が一丸となって取り組み、絶えず安全性の向上を図る。
- (2) 輸送の安全に関する取り組み状況などの情報について積極的に公表する。
- (3) プロドライバーとしての自覚を高め、誇りを持ち悪質違反（酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物など使用運転、無免許・無資格運転、最高速度違反、救護義務違反）を絶対させない。

## 2 目標の設定

- |                   |   |
|-------------------|---|
| (1) 重大人身事故（第一当事者） | ゼロ（23年度0件）  |
| (2) (1) 以外の人身事故   | ゼロ（23年度0件）  |
| (3) 有責物損事故 対前年度比  | 50%減（23年度 8件）<br>4,049,451 円→2,000,000 円<br>24年度→4件 |

## 3 輸送の安全に関する投資額

- |   |           |
|---|-----------|
| (1) 車両管理システム（バス紀行）の推進                               |           |
| 24年度リース料、保守料  | 400,000 円 |
| (2) 教育・研修   |           |
| NASVAの運行管理者研修のスキルアップ講習の参加、安全会議、<br>一般適性診断受診、外部講師の招聘 |           |
|   | 300,000 円 |

### 3 目標達成のための計画

#### (1) 運行管理体制の充実強化

点呼及び指導監督などの運行管理業務を確実に実施できるように運行管理者の勤務体制を確立するとともに適任者を育成し選任する。

#### (2) 教育及び研修の充実強化

ア教育・研修については、点呼などの機会を捉えて意思疎通を十分はかるとともに、運転者の特性や運行実態、運転者からの安全対策の提案などを踏まえて実施する。特にヒヤハット事例を収集し、始業点呼などでの危険性の共有化を図る。

イ全従業員が一般適性診断を受診し、自分の運転適性を把握するとともに、管理者による個別指導をおこなう。

ウ運転者講習会（バス協会主催）に積極的に参加し、安全運転の意識高揚を図る。

#### (3) 安全会議の活用

月に一回、安全会議を開催し、一ヶ月に起きた事故、交通違反、事例を要因解析し、事故防止にタイムリーに取り組み。全社的な情報の共有を図る。

#### (4) バス紀行車両システム及びデジタコ、ドライブレコーダーの活用

車両システムにより速度の厳守、急発進、急停止の抑制による事故防止、及び運転者ラジックによる競争意識の高揚、エコドライブ講習の参加による地球温暖化防止（チームバス6%参加）の社会的貢献。

#### (5) アルコールチェッカーの活用

運行前後、宿泊時は携帯用アルコールチェッカーの義務による飲酒運転撲滅。

ASK飲酒運転防止ストラッカーによるアルコールの知識向上

#### (6) 表彰制度の活用

平成24年度表彰制度（車両管理システムによる年間運転者ラジックの表彰）を充実させ、モチベーションの向上、ポテンシャル

#### (7) 認証制度

平成23年安全認証制度の初年度、一つ星を取得。

## 5 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計（平成23年度）

総件数0件

## 6 輸送の安全に係る処分（輸送の安全確保命令、事業改善命令、自動車その他の輸送施設の使用停止処分、事業停止処分）

なし

## 7 輸送の安全に関する内部監査及び、業務の改善など

(1) 実施日

(2) 社長

(3) 監査内容 1.運輸安全マネジメントの運営状況 2 目標の達成度 3 計画の進捗状況

(4) 業務の改善など

内部監査のチェックを踏まえ、輸送の安全確保のために必要な方策を検討する。なお、その詳細については役員にて検討を、改善報告書を作成後、是正措置又は予防措置を講じることとする。

## 8 平成23年度に実施した主な内容

(1) 教育・研修

別紙23年度指導教育書参照

(2) 事故防止への取り組み

ア車両管理システム及びドライブレコーダーを活用し、安全運行、エコドライブに努めた。

運転者ツラツグ、評価表を分析しながら、安全会議時指導。

イ酒田警察、バス協会などの外部講師を招聘し、運転教育指導する。

月別	月間目標	内容	備考
4	事業用自動車を運転する場合の心構え	旅客自動車運送事業は公共的な輸送事業であり、旅客を安全、確実に輸送することが社会的使命であることを認識させるとともに、事業用自動車の運転が他の運転者の運転に与える影響の大きさを理解させ、事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するとともに他の運転者の模範となることが使命である。	春の交通安全運動開始/健康診断において個人面談 ①厳正な点呼の実施②アルコール義務化による確認③免許証の確認④制服の、着帽の徹底⑤マナー研修⑥エコドライブ講習
5	事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するため遵守すべき基本的事項	道路運送法に基づき運転者が遵守すべき事項及び交通ルール等を理解させるとともに、これらを遵守した安全な運転方法についてこれらから逸脱した運転方法に起因する交通事故の実例を説明することなどにより確認させる。	①交通ルールテストの実施②事故事例の学習
6	事業用自動車の構造上の特性	事業用自動車の車高、視野、死角、内輪差(右左折する場合又はカーブを通行する場合に後輪が前輪より内側を通ることをいう。)及び制動距離等を確認させるとともにこれらを把握していなかったに起因する交通事故の実例を説明すること等により事業者自動車の構造上の特性を把握することの必要性を理解させる。	①営業所内での実車教習②死角に起因した事故事例の学習③車載の取扱説明の熟知④冷房センサーイン点検確認の実施
7	乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項	加速装置、制動装置及びかじ取装置の急な操作を行ったことにより旅客が転倒したなどの交通事故の実例を説明すること等によりこれらの装置の急な操作を可能な限りさけることの必要性を理解させる。またこのほか走行中は旅客を立ち上がらせないこと及びシートベルトの着用のDVD、案内など乗客中の旅客の安全を確保するために注意すべき事項を指導する。	夏の交通安全県民運動①車内事故学習例の学習②シートベルト着用アナウンス練習
8	旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項	乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作により旅客が扉に挟まれた等の交通事故の実例を説明すること等により旅客が乗降するときには旅客の状況に注意して当該装置して適切に操作することの必要性を理解させる。またこのほか、周囲の道路状況及び交通状況に注意して安全な位置に停車させること及び旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項を指導する。	①乗降口操作にかかわる事故事例紹介②SA・PAでの安全確認③路上乗降時の安全確保
9	健康管理の重要性	疾病が交通事故の要因となる恐れがあることを事例を説明すること等により理解させ、定期的な健康診断の結果に基づいて生活習慣の改善を図るなど適切な健康管理を行うことの重要性を理解させる。	秋の交通安全県民運動開始①健康診断の完全受診②生活習慣病の改善③再検査の場合は個別に健康指導③庄内余目病院健康指導員
10	主として運行する経路又は営業区域における道路及び交通の状況	貸切バスの事業用自動車の運転手にとって主として運行する経路をあらかじめ把握させるよう指導するとともに、これらの状況を踏まえ、事業用自動車を安全に運転するために留意すべき事項を指導する。この場合交通事故の実例又は自社の事業用自動車の運転手が運転中に他の自動車又は歩行者と衝突又は接触する恐れがあったと認識した実例を説明することにより運転手に理解させる。	①高速ツアーバス運行ルート上のハザードマップ確認②ヒヤリハット体験の共有③配車場所の完全把握④進入時の状況確認、後退誘導の徹底
11	危険の予測及び回避	加速装置、制動装置及びかじ取装置の急な操作を行ったことにより旅客が転倒する等の危険、乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作により旅客が扉にはさまれる等の危険、右左折時における内輪差及び内前、後方及び左側方の視野の制約など事業用自動車の様々な危険について危険予知訓練の手法を用いて理解させるとともに必要な技能を習得させる。また、危険を予測し、回避するための自らの注意喚起も手法として必要に応じ、指差し呼称及び安全呼称するを活用する。	①交差点通過の危険性の周知、安全確認の徹底②一瞬の判断ミス、脇見運転等の運転ミスが重大事故に直結③指差確認の徹底④バス協会主催の安全会議(冬季運行前)
12	運転者の運転適正に応じた安全運転	適正診断の結果に基づき、個々の運転者に自らの運転行動の特性を自覚させるよう努める。また運転者のストレス等の心身の状態に配慮した適切な指導を行う。	年末年始輸送安全総点検①運転適正診断による個別指導②運転記録証明書を全社一括取得し、個別指導
1	交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法	長時間連続運転による過労及び飲酒等の生理的要因並びに慣れ及び自分の運転技能への過信による集中力の欠如の心理的要因が交通事故を引き起こす恐れがあることを実例を説明することにより理解させる。また運転中に疲労や眼気を感じたときは運転を中止し、休憩するか又は睡眠をとるよう指導するとともに、飲酒運転、酒気帯び運転及び覚せい剤の使用を禁止する。	①飲酒運転防止インストラクターによる指導②過労事故、飲酒事故例の学習③2時間以上連続運転禁止
2	冬季道路における安全運転	冬季における車両の扱いと冬季道路の走行訓練を実施する。各種緊急事態(地震・バスジャック)に対応を身につける。	①タイヤチェーン装着訓練②冬季道路走行訓練③地震対応マニュアル及びバスジャックマニュアルの熟知
3	緊急事態対応(救急救命)	緊急事態における緊急救命(AED)を身につける。	応急用具、非常用信号等の取扱